

税率設定の考え方について

- 今回、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）関連事業費として、21年度から25年度までの単年度平均で約121億円、20年度関連事業予算額との対比では85億円程度の増嵩となる。このうち一般財源として約38億円が新たに必要とされるという見込が示された。
- この一般財源規模は、中間整理段階で示されたものと同じであり、仮に、これらの全てを市民税（個人・法人）均等割超過課税によってまかなうこととした場合の市民負担額も同程度なるが、もちろん、これは、現時点の計画事業費を前提に、必要とされる一般財源を全て市民税均等割超過課税によってまかなうことと仮定した場合の試算にすぎない（※中間整理における税率試算→個人：1,300円／年間、法人：規模に応じた均等割額の13%（6,500～390,000円／年間））。

※ 税率設定の計算式

- 個人 181万人（平成20年度個人市民税均等割納税者数）× 1,300円 = 約23.5億円
- 法人 109億円（平成20年度法人市民税均等割調定額） × 13% = 約14.2億円
約37.7億円

- 今後、具体的な税率の設定について、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業内容、事業費の精査を更に進めるとともに、新税の使途として市民の理解が得られるかどうかについて十分検討し、新税以外の方法による財源確保努力など、更なる内部努力を行ったうえで、設定を行っていくことが必要となる。
- さらにいま一つ重要な点として、市民税均等割の税率については、こうした財政上の必要性だけで決定できるものではなく、すべての市民（一定の低所得者を除く。）が所得の多寡にかかわらず均等に負担するという均等割制度の性格からして、税率の設定には自ずと一定の上限があることを記しておきたい。
- こうした点を十分考慮し、今後、使途や税負担に対する市民の意向を把握し、十分な配慮を行ったうえで、市民意向を踏まえた案を市としてとりまとめていくべきである。